

## ○職員の育児休業等に関する条例

(平成 4年 3月31日条例第 4号)

改正 平成11年12月20日条例第 3号

平成14年11月 6日条例第13号

平成20年 3月 6日条例第 1号

平成21年10月14日条例第 2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年上越市条例第9号）の規定（第9条及び第18条を除く。）を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第3号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成14年11月6日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月14日条例第2号）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。